

## 新潟市デジタル行政推進本部 設置要綱

### (設置)

第1条 本市の行政手続のオンライン化，基幹系業務システムの標準化，マイナンバーカードの普及促進等の行政サービスのデジタル化を総合的かつ効果的に推進するため，「新潟市デジタル行政推進本部」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 本市のデジタル化に関する基本的な方針に関する事項
- (2) 行政手続のオンライン化の推進及び調整に関する事項
- (3) 基幹系業務システムの標準化の推進及び調整に関する事項
- (4) マイナンバーカードの普及促進及び利活用に関する事項
- (5) その他デジタル行政の推進に関する重要な事項

### (組織)

第3条 本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は，市長をもって充て，副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は，本部を総括する。

- 2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故のあるときは，その職務を代行する。

### (本部会議)

第5条 本部会議は，本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは，本部員以外の者を本部会議に出席させ，説明を求め，又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に部会を設置することができる。

2 部会長及び部会員は本部長が指名する。

3 部会は、部会長が総括し、必要に応じて招集する。

(幹事会及びワーキングチームの設置)

第7条 部会長が必要と認めるときは、幹事会及びワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部デジタル行政推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

別表（第3条関係）

政策企画部長，統括政策監，市民生活部長，危機管理防災局長，文化スポーツ部長，  
観光・国際交流部長，環境部長，福祉部長，こども未来部長，保健衛生部長，  
経済部長，農林水産部長，都心のまちづくり担当理事，都市政策部長，建築部長，  
土木部長，下水道部長，総務部長，財務部長，財産経営推進担当部長，区長，  
会計管理者，議会事務局長，消防局長，教育次長，市民病院事務局長，  
水道局総務部長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，  
監査委員事務局長，農業委員会事務局長